

(写)

22 日 獣 発 第 161 号
平成 22 年 8 月 27 日

農林水産省
消費・安全局長 奥 原 正 明 様

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

獣医師及び獣医療関係施策の推進について（要 請）

日頃より獣医師及び獣医療関係施策の整備・充実についてご尽力いただくとともに、本会事務事業の推進につきご指導いただいていること厚く御礼申し上げます。

さて、国民生活の安全・安心を守り、社会経済の発展を図る上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」に対する危機管理への備えが求められています。

また、イヌやネコなどの飼育頭数が、15歳以下の子供の人口を凌駕するまでに増加しているのに代表されるとおり、これらの動物が家庭動物。すなわち「家族の一員・生活の伴侶」として、国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出するなど、その担うべき社会的役割は重みを増してきています。更に、野生動物の保護・管理などを通じての生態系の保全が地球的課題とされています。

これらは、いずれもが、動物の健康の確保や福祉の増進に配慮した適正管理により達成し得る課題であり、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の振興、そして公衆衛生の向上を責務とする獣医師及び獣医療に対する社会的期待は高まりをみせてきております。

獣医師及び獣医療が今後とも社会的期待に応えていけるよう日本獣医師会としても鋭意努力する所存ではありますが、①獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善、②口蹄疫をはじめ家畜悪性伝染病に対する緊急防疫体制の整備、③獣医療需要の動向に即した獣医師の確保と適正配置、④産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備、⑤動物の福祉の増進と生物多様性の保全を含む動物の適正管理に係る下記の施策が国民的理解の下で推進されるよう、その実現について貴省関係施策を整備・充実いただきたく要請します。

なお、同様の要請を環境省、厚生労働省及び文部科学省当局に対し行っていることを申し添えます。

記

1 獣医学教育の改善、整備・充実について

〔課 題〕

(1) 教育年限が6年に延長され30年経過したが、要となる専任教員の確保は進展していない。「大学設置基準」における獣医師養成課程の専任教員数は28人のままとされている（同じ専門職業人養成課程の医学部は130人以上、歯学部は75人以上）。

(2) 全国16の獣医学系大学のうち、米国・EU国際認定基準に適合する大学はなく、獣医師国家試験の出題範囲に対応した最低限の講座（研究室）すら下回る大学が存在するのが実情。特に獣

医師の任務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

【対応策】

- (1) 獣医学教育を国際通用性のある専門職業人養成課程とするため、「大学設置基準」における専任教員数と施設・設備の要件を引き上げた上で（「獣医学教育の改善目標（大学基準協会）」の専任教員数は72人以上）、獣医学部体制に整備されたいこと。

特に農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模にすぎない教育課程については、スケールメリットを最大限生かし、複数大学の共同による「共同獣医学部」の設置。それがかなわない場合は、再編統合を行われたいこと。

- (2) なお、「特区」による大学獣医学部新設については、獣医師の養成は、全国的観点から需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」に馴染むものではない。また、「特区新設」は、①専任教員の確保が困難とされる中で獣医学教育の質の改善に逆行すること。②獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の一学校法人による大学ビジネスチャンス拡大（獣医学系大学の粗製濫造）の場と化してはならないことから、受け入れるべきものではないこと。まずは、現行の獣医学系大学の整備・充実を図ることが行財政改革の観点にも適うものであること。

2 口蹄疫などの悪性家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実について

【課題】

宮崎県下における口蹄疫発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い「新興・再興感染症」の発生リスクが高まっているが、口蹄疫、高病原性トリインフルエンザ等の社会経済への影響が甚大な悪性家畜伝染病に対する迅速・的確な防疫措置実施体制の不断の整備と国際間の協調・連携が求められている。

【対応】

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく、水際防疫としての動物検疫措置、国内発生予防及びまん延防止措置の実効確保のため、国家防疫及び都道府県による地域防疫双方の機能の拡充・強化に向け、①防疫要員の確保を含む防疫体制の整備、②国、自治体、獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫体制の整備及び対策推進に伴う財政措置の充実を図られたいこと。

- (2) 特に、国内発生予防とまん延防止対策については、今回の宮崎県下における口蹄疫発生に伴う防疫対応の事態を呈し、都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体、民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備を次により推進されたいこと。

ア 家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の遂行に当たる「家畜防疫員」について、都道府県職員のほか民間獣医師の任命の推進（「民間獣医師家畜防疫員」任命制度の創設）

イ 緊急防疫に備えた地域における官民一体となった防疫要員部隊の編成と「都道府県職員家畜防疫員」と「民間獣医師家畜防疫員」の連携と役割分担の明確化、防疫実動訓練及び防疫技術研修対策の推進による防疫技術の質の確保

ウ 緊急防疫時における「民間獣医師家畜防疫員」の出動体制の確保（①防疫用資材の備蓄、防疫活動執務費用・手当に係る財政措置及び②緊急防疫出動時により空洞化する派遣元の産業動物診療提供体制の確保対策など）

3 産業動物診療獣医師の確保等の獣医師就業の偏在是正について

〔課題〕

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への継続的な就業割合の増加（全体の5割水準）により、産業動物診療分野の診療獣医師の不足と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の採用難により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。
- (2) 産業動物診療獣医師の所得は、小動物診療獣医師の所得水準に比し格段に低水準（個人開業の4割の年間診療収入が500万円程度の水準とされている。）。また、都道府県の獣医師専門職公務員の給与については、4年制教育課程を前提とした栄養士、臨床検査技師等が対象となる医療職給料表（二）が便宜的に適用されること等から、医師専門職に比し、初任職員、所長職等の幹部職員のいずれにおいても月額20万円を超える格差が存在する。

〔対応策〕

- (1) 産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（獣医師融通のための全国獣医師バンク構想、産業動物診療獣医師修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実を図りたいこと。
- (2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務員部門に就業する獣医師の処遇について次により改善を図りたいこと。
 - ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））
 - イ 公務員獣医師の給与改善（獣医師専門職給与表の制定、初任給調整手当の整備・充実、給与調整額（率）の引き上げなど）及び保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の積極登用
 - ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ政府予算単価（現行：1日1人 12,850円）の引き上げ

4 獣医療提供の質の確保とチーム獣医療提供体制の整備・充実について

〔課題〕

- (1) 動物臨床技術が進展する一方、特に家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会の増加する中、診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）をアシストする獣医療従事専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。
- (2) 獣医療に係る国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみ、一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師など）20職種以上が国家資格として制度化。獣医療においても、獣医師とともに公的資格の付与された獣医療従事者とのチーム医療による質の保証体制の整備が求められる。
- (3) また、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門においては、慢性的獣医師不足の状況にあり、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性に迫られている。
- (4) 一方、現状をみれば、動物診療施設においては、動物診療の補助的業務を担う者をいわゆる「動

物看護師(士)」として雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、①獣医師が行う診療の補助や検査のほか、②入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務、動物のトリミング等の理美容業務に従事させているが、就業環境は未整備で社会的認知は得られていない。また、資格制度が未整備な中で、養成水準、認定水準ともに区々であるなど専門職としての技術・知識の到達確認が困難。早期離職など雇用事情は不安定な状況にある。

- (5) 獣医療分野においても、人の医療と同様に、獣医師の監督の下で高度診療機器の操作、臨床検査をはじめ、一定の診療行為を適法に担うコメディカル部門を整備し、獣医療従事専門職としての公的資格の創設が必要となっている(獣医療の質の確保・保証としてのチーム医療提供体制(制度)の構築と獣医療従事者としての雇用環境の整備の必要性)

【対応策】

- (1) 地域における動物診療提供体制の計画的整備

獣医師法に基づく卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療(高度専門医療など)の地域ネットワーク体制の整備を獣医師法に基づく獣医療体制整備基本計画に位置づけ計画的整備を推進されたいこと。

- (2) チーム獣医療提供体制整備のための獣医療従事専門職公的資格の制度化

獣医師と動物看護職などの獣医療従事者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム(チーム獣医療)の整備を推進するため、①先ず、獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化(動物看護職の養成のための教育課程の整備と現状の民間資格認定の統一の実施など)を図った上で、②獣医療従事専門職(獣医療技術士(仮称)の公的資格制度化に向け法整備(国家試験と大臣による免許の付与など)を行われたいこと。

5 狂犬病リスク管理対策の整備・充実について

【課題】

- (1) 狂犬病は、いまだ世界各国において発生がみられ、毎年3～5万人の死亡例が報告されている。

我が国においても平成18年にフィリピン帰国者2名の発症・死亡例が報告されたが、東アジア等近隣諸国、とりわけ中国における惨状を目の当たりとすると、また、国内では外国船籍搭載犬の不法上陸等があり、その侵入リスクは増大している。

- (2) 一方、狂犬病については、狂犬病予防法において犬の登録と定期予防注射が犬所有者の義務として課されているが、国内飼育犬の登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割を下回る水準と考えられる。最近における家庭動物としての犬の飼育の増加等国民生活における人と動物の絆が増してきているところであり、予防対策の徹底が求められる。

【対応策】

- (1) 狂犬病対策に係る自治体事務(犬の登録、定期予防注射の実効確保など)が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう地域での取り組みのネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が、広く国民的理解の下で推進されるよう、犬の所有者の責務としての狂犬病予防措置の普及・啓発を推進されたいこと。

- (2) また、自治体が行う登録等の事務に関し、現行の鑑札及び注射済票の装着については、動物の個体識別として国際標準化されたマイクロチップによる個体番号の登録・管理方式に変更し、犬の登録をはじめ動物愛護管理施策を含めた動物行政が効率的かつ一体的に推進し得る体制を整備されたいこと。

6 「心の健康教育」推進のための学校動物飼育支援対策の整備・充実について

〔課 題〕

- (1) 動物飼育を通じ生命観、動物観、社会観、自然観を育むこと。このことの子供たちの人格形成に果たす役割は大きい。学校教育において動物飼育の実体験を介し生命を体感させ、生きる力を学ぶことを通じての心の健康教育（動物介在教育）が求められる。
- (2) 学校における動物の飼育に当たっては、動物の福祉の観点に立った適正飼育と動物衛生対策を通じての児童・生徒の健康の確保が前提となるが、学校教育における獣医師の関与は、学校保健法に基づく学校医師、歯科医師、薬剤師のように制度化されていない。

〔対 応 策〕

学校飼育動物活動を初等教育課程の中で動物介在教育として適正に評価し、学校と獣医師会との連携の中で組織的、かつ、安定的に推進されるよう、①教育委員会主導による獣医師の学校への派遣の仕組み作りと、②教員に対する研修会、研究発表会等の実施及び大学の教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備を推進されたいこと。

7 動物の福祉の観点に立った適正管理対策の推進について

- (1) 人と動物が共存する社会の構築は今や全国的課題である。平成23年度に予定される動物愛護管理法の見直しに当たっては、動物の果たすべき多様な社会的役割を評価し、国民生活の質の向上に寄与する家庭動物の飼育が動物の福祉と愛護精神の発揮により推進されるよう関係施策の整備・充実とともに広く国民運動として展開されたいこと。
- (2) 特に動物の所有者責任の原則に基づく「日本型の動物福祉・愛護施策」の一層の徹底を期するため、動物の個体識別措置として国際標準化されているマイクロチップによる家庭動物の個体登録・管理の推進を図ることにより、動物の遺棄、飼育放棄の防止や災害時の動物救護活動をはじめ、動物愛護管理行政の円滑な推進に備えられたいこと。

8 食品安全行政一元化省庁再編に際しての獣医療・食品安全・動物福祉管理行政組織の一元化について

〔課 題〕

- (1) 我が国の動物関係行政中央組織は、①獣医師・獣医療制度や家畜衛生・動物薬事対策の所管が農林水産省、②狂犬病等の人と動物の共通感染症対策や食肉衛生検査等の食品衛生対策の所管が厚生労働省、③動物の福祉・愛護対策や野生動物等の生物多様性保全対策が環境省、④獣医学術の振興、教育・研究体制の整備が文部科学省、⑤食品に対するリスク評価の所管が内閣府と1府4省の複数の省庁に渡る。
- (2) 一方、動物関係行政に関係する法令は多岐でその目的は異なるものの、関係する施策はすべてが獣医師専門職の職責としての、①動物の診療及び保健衛生指導、家畜防疫・公衆衛生の確保や動物の適正管理・動物福祉の増進を基盤とするところであり、また、②動物の福祉の増進・愛護精神の高揚を含め獣医師がその任務を遂行するに当たっての職業倫理と一体不可分の関係にある。

〔対 応 策〕

今後、食品安全行政一元化等に向け省庁再編を行うに当たっては、行政組織の簡素化・効率化

等の観点に立ち、国民視点に立った行財政改革と行政サービスの提供が行われるよう、獣医事、食品安全確保及び動物福祉管理行政を含め1府4省にまたがる動物関係行政を一元的に所管する「獣医療局（仮称）」の設置を行われたいこと。

注：環境省自然環境局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、文部科学省高等教育局長にも上記と同様内容を要請